

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和元年経済センサス基礎調査によると、伊方町内の事業所数は475となっており、5年前の事業所数545に比べ12.8%減少している。また、令和2年国勢調査によると、町内の産業別就業者数の割合は、第一次産業30.9%（県6.7%）、第二次産業16.5%（県23.8%）、第三次産業52.6%（69.5%）となっており、愛媛県全体の就業割合と比較すると、第一次産業の就業者の割合が高いことがうかがえる。

伊方町は瀬戸内海と宇和海に挟まれた東西33.6km、南北19.2kmの細長い地形で、柑橘栽培を主力とする農業と豊かな漁場に支えられた水産業を基幹産業としている。また町内に立地する四国電力伊方発電所は本町の産業経済に大きく貢献してきた。また、本町の高齢化率は48.99%（令和5.4.1現在）で、人口については、昭和55年から令和2年までの40年間に55.2%減少しており、今後も人口減少が見込まれる。

しかしながら、本町の産業経済に大きく貢献してきた四国電力伊方発電所の1号機2号機の廃炉の決定により、町内の商工業を巡る環境は厳しい状況にある。さらには、人手不足、後継者不足等の課題にも直面しており、新たな産業の創出が困難な状況である。

このような中、商工会が行う町内企業に対する商工業の振興を図るための事業に要する経費等について、補助金を交付する補助事業や、町内の中小企業を経営している個人及び会社に対する資金の融資を円滑にするための利子補給制度、さらには創業者を支援するための創業支援事業計画の策定など、独自の対策を講じてきたが、引き続き町内企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等導入を促すことで、人手不足、後継者不足等の課題に直面した町内企業の課題解決の糸口とり、経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

伊方町の産業は農水産業を中心として多様な業種が伊方町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

伊方町の産業は、佐田岬半島特有の細長い地形に即して広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、伊方町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

伊方町の産業は、農水産業を中心に多様な業種が伊方町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日から令和7年6月25日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。